

# 矢部貞治における「共同体的衆民政」論の形成（二）

波田永実

## 〈目次〉

はじめに——本稿の課題

1 自由主義的民主主義の危機と矢部貞治における理論的課題の設定

2 「共同体的衆民政」論の形成Ⅰと矢部貞治におけるケルゼン、テンニース理解

(1) ケルゼンの民主主義論

(2) テンニースの民主主義論

3 「共同体的衆民政」論の形成Ⅱと危機において政治学は何をなすべきか？

(1) 矢部貞治における危機の認識

(2) 自由主義の危機と独裁

4 「共同体的衆民政」論の形成Ⅲと共同体・デモクラシー・独裁の理論的位相

(1) 共同体の政治原理と「代表」と「多数決」について

(2) カール・シュミットにおける民主主義と独裁

まとめにかえてと残された課題

補論一 大学の自治と学問研究の自由と瀧川事件と天皇機関説事件をめぐって

補論二 欧米留学

（以上前号）

（以上本号）

#### 4 「共同体的衆民政」論の形成Ⅲ 共同体・デモクラシー・独裁の理論的位相

##### (1) 共同体の政治原理と「代表」と「多数決」について

一九三四（昭和九）年という年は、矢部政治学の理論的骨格がほとんどできあがったという意味において、矢部自身にとっては極めて豊饒な年であった。それは「共同体的衆民政」論の形成という形で具体化したのが、世界的危機状況の中で「共同体」論を媒介として、「デモクラシー」と「独裁」を結びつけたユニークな理論であった。しかし政治理論としての確立のためにはそれを構成する「共同体」・「デモクラシー」・「独裁」の三概念を貫通する理論的基礎を獲得しなければならない。矢部はこの課題を、「代表」と「多数決」という政治学における最も基本的な概念を再検討することによって果たそうとするのである。その具体的成果が「代表の社会的基礎」<sup>(99)</sup>と「多数決の社会的機能」<sup>(100)</sup>（一）と（二）という二つの論文である。

まず「代表の社会的基礎」の「一 問題の核心」において「代表」概念と「共同体」との関係についての西欧の論争を紹介しながら、①「代表」に固有な社会的基礎が個人的分化と自覚の生じた社会であるのか、②完全な個人は唯その共同体精神の運搬者としてのみ生活行動するところの一体的共同体であるのか、という根本問題に当面すると述べ<sup>(101)</sup>、次のように論文の課題を限定している<sup>(102)</sup>。

私の考察の主眼点は、唯、国家生活に於て、国家意思の決定行使のために存する人間が、国民の所謂「代表」者として認めらるゝ場合の、その代表の本質的な社会的基礎及び政治的意味に過ぎぬ。

ここでも理論的焦点はテンニースの社会関係論に当てられる<sup>(103)</sup>。

私は当面の問題に関連して、之を三つの定型に分類して考へたい。併し根本的には、畢竟二つの社会關係に帰着するのであつて、こゝに数へる他の一つは、これらの純粹定型の中間關係なのである。

この二つの根本的な社会關係といふのは、大体に於て、テンニースの定立せる、共同体(Gemeinschaft)と目的(又は利益)社会(Gesellschaft)の意味に従つて観念する。

ゲマインシャフトとゲゼルシャフトについてはここで改めて説明の必要はあるまい。しかし重要なのは「当面の問題に関連して重要な意味を持つ、他の社会關係」の存在である。矢部はそれを次のように説明している<sup>(10)</sup>。

それは右の二つの純粹定型の中間に存し、共同体的一体的生存を前提としつつ、しかもその中に個々人の分化と自我の意識が、明確に表はれてゐる社会關係である。……従て、今こゝに特殊の一系として考ふる第三の定型は、かゝる一体的共同体と分化的個別意識の両要素が同時的前提として同等に結合せられ、論理的に、何れが本源的にして何れが派生的にも非ず、又全面と背後の差別もないといふ關係なのである。かゝる社会に於ては、一体的共同生活は初めより存在し、過去より将来に亘る伝統的精神的紐帯として、全成員を包括するのである。

矢部によればこれら社会關係の三類型には各々、ゲマインシャフト——「表現」、中間形態——「代表」、ゲゼルシャフト——「代理」、という原理が対応する。矢部によれば、「全ての団体生活は、必然に、対内的対外的に、その団体意思を決定し行使する所の人間を不可避とする」。なぜならば「かかる人間なくして団体の一体

的生活はその活動の能力を具へ能はない」からである<sup>(95)</sup>。これを上記の三つの社会関係に当てはめると、「完全共同体に於て、その共同体生活の上に意思し行動する関係が『表現』であり、「ここに於ては、凡ゆる成員がそのままに共同体の表現者」である。「之に対し、目的社会の意思関係は、本質的に個人的私的な『代理』関係として成立する」ことになる。なぜならば「社会的紐帯はかかる私人乃至私団体の多数の一定の目的乃至利益の平均と共通の上に、考慮と打算に依て作られる」からである<sup>(96)</sup>。

しかしここでは紙幅の関係上、論点を「代表」とそれが対応する社会関係に議論を限定したいと思う。

はじめにもふれたように、矢部によれば「『代表』原理の固有の領域は、上に説く如き『代理』と『表現』の両要素が、同時的前提として結合さるる所の、中間社会関係に於て初めてその基礎を獲るのである。代表は即ち、一体的共同生活が初めより存在し、精神的紐帯が、過去より将来に亘る全成員を包括して定まるとともに、その中には、成員個々人の分化と自我意識が明確に現はれ、理性と目的による共同生活の秩序とその発展が、要請せらるる所の、社会関係に於て生れ、且必然となるところの原理である」とされる<sup>(97)</sup>。そして、矢部は「代表」と「代理」が同一視ないし混同されてきたことを西欧の代議政の初期において見られた現象であると批判し、「代理」が「代表」たるためには次のように述べられる<sup>(98)</sup>。

先づ精神的政治的の一体としての国民共同体の存在が自覚せられかゝる国民共同体の意思の内容を、その時々々に現実的具体的に「統合」せんがために、選挙によつて、分化的選挙団体の意思が問はるゝに過ぎざることが、明認せらるゝに至つてである。…(中略)…

されば、個々の選挙母体、等族、州等の分立を超へて存在する、民族的政治的の一体性が自覚さるゝに従ひ、「代表」の本質が明らかにせらるゝに至るは、当然である。

このことをより詳しく述べているのは次の部分である<sup>(109)</sup>。

代表は、表現と代理の中間原理として、この両原理を同時的前提とし、永続的な政治的観念の一体としての国民共同体の、具体的現実的活動を、凡ゆる現在する個別的分化的なる、人格と意思を統合しつゝ、実現するの原理である。かゝる意味に於て、等族的代理関係の崩壊が、一方に於て民族一体の自覚と優位を伴ひつゝ、他方に於て、国家生活への参与を、出来得る限り全成員に及ぼさんとする、普通選挙の原理の発展と、相結合する所以を知るべきである。

次に、「代表」の政治的意味について考察している。ここで「多数決」の概念が重要な意味をもってくる<sup>(110)</sup>。

代表は多数決と、もに、それによつて、一体性としての国民が、多様性としての国民を支配し、それによつて国民を主権の主権とならしめる所の技術的手段たるにある。

雑多に分裂する個人意思を、共同体の一般意思に、「統合」するのである。国民共同体は代表によつて初めて、その活動の可能を得るのである。この故に、代表者の中に、一体意思と同時に分化的意思が結合せられるのである。

「多数決」については後で詳しくふれるが、この様に述べて、「国民代表」と「選挙区代表」との間の原理的問題については「代表の中にはこの両者が統合せられて存するのである。」としている<sup>(111)</sup>。

さらに、「近代代議政に伴ふ所の政党政治の意味も亦、凡ゆる特殊意思と利益を携へて、国民の一般意思と共同利益の中に、統合せんとする機構として、理解すべきである。」<sup>(11)</sup> というように、議会政、政党政治に本来的意味を与えているのである。しかしながら、矢部は次のようにも述べている<sup>(12)</sup>。

代表は現存する関係であつて、単なる規範ではない。…(中略)…法律規範に依て代表を定めたところで、実質を伴はなければ単なる擬制に過ぎぬ。…(中略)…又議会が国民代表の機関とされたところで、その実質的基礎が失はるれば、国民は他にその代表者を求めるであらう。——現に国民の眞の代表者は、議会を去つて益々執行権に求められつゝある。

要之、代表の「独立性」は、現実的国民意思を離れて存在し能ふものではない。

この様に矢部の「代表」理論を検討してみると、彼は「代表」や「多数決」という既存の概念を基礎に持つデモクラシーを、時勢に合わないものとして否定するのではなく、そこに「国民共同体」の再建の契機を見いだすことによつて再評価しようとしていることがよく分かる。実際、政党は文字どおり階級利益の代表者であり、議会はその階級利益を国家意思に転化する装置に他ならない。そしてその「手品の種」が「代表」や「多数決」というわけであるが、重要な指摘は次の点である<sup>(13)</sup>。

代表は決して単に社会に存在する個別的分化的な意思を、このまゝに反映し、階級的乃至職能的利益の対立の縮図を作るといふことではない。…(中略)…代表が常にその目標とするのは、政治的の一体としての、国民の意思及利益であることを、忘れてはならぬ。…(中略)…代表は決して、個別利益の「反射」

ではない。

では矢部が再建せんとする「国民共同体」とは一体如何なるものなのであるうか。この論文の最後の部分で矢部は、「近代文明に育まれ来れる、精神的物質的なる生活諸原理及制度は、今や全面的に重大なる危機に面しつゝある。」として、具体的には市民的自由主義、個人主義、合理主義に養われてきた生活諸原理が凡ゆる分野において団体主義、共同主義、浪漫主義等によって脅かされている、と当時の思想潮流について述べている<sup>(10)</sup>。とりわけ「市民的自由主義に於ける個別的分化性の偏重」に批判を加えた後次のように述べている<sup>(11)</sup>。

今や、精神的共同体としての一体的国民の、益々強き自覚により、かくのごとき偏面的政治諸原理は、その真に正しき地位に矯正し、置き直されなければならぬ。

このように、矢部によると「代表」・「多数決」〔普通選挙〕が基礎〕によって再建されるべき「国民共同体」とは「精神的共同体」に他ならないのである。これは考えてみれば当然の結果なのである。なぜならば、これまでの議論でも見てきたように矢部は資本主義の階級性を十分認識しているからである。しかも、「市民的自由主義」を「個別的分化性の偏重」として克服しようとする。「個別的分化性」へのアンチ・テーゼとして「国民共同体」の再建が提示されるわけだが、それは極めて理念的且つ目的論的構造をなしていることが特徴である。即ち、あるべき目標としての「国民共同体」の再建へ導くためには、「代表」の在り方がその目的に沿った「理念的」なものとならざるを得ないのである。このように考えてくれば「代表」概念の解釈によって再建される「国民共同体」が「精神的共同体」に他ならないのは実に当然のことである。そして、その政治

的表現が「執行権の優位」＝一種の独裁に他ならない。

続いて矢部は「多数決」の問題を分析する。「多数決の社会的基礎 (一) (二)」である。この論文の冒頭で矢部は次のように述べている<sup>(11)</sup>。

私は嘗て「代表の社会的基礎」なる拙文に於て、代表の社会的基礎乃至機能は本質的に多数決のそれと結合せるものなることを指摘したことがあるが、本稿に於てこの點を稍々詳しく論究して見たいと思ふのである。

矢部の分析対象が「代表」から「多数決」に進んだことは十分論理的必然性があるのである。なぜならば「精神的共同体」としての「国民的共同体」の再建のためには、その意思決定の方法が決定的な意味をもってくるからである。しかも矢部にとってそれは民主主義の実現としての意味をもつものであった。そして矢部は「多数決」を概念規定して次のように述べている<sup>(12)</sup>。

多数決といふのは、三人以上の集団に於て、一定事項につき、その成員の多数の一致せる意思を以て全成員を拘束する集団意思と認める、集団意思決定方法のことである。

次に「多数決」の妥当性について、

多くの論者が口を極めて真理・正義・価値・最善の支配を説いて、之を多数決に依て決定するの矛盾を



椰揄嘲笑するが、真理と価値、最善と正義が支配すべしといふ単純な論理的命題は何人も之を否定するものはない。現実生活に於ける問題はかかる抽象的命題に存するのではなく、然らばその真理・価値・正義・最善そのものは具体的に何か、如何にして之を現実的に認識するかといふことにこそ在る。

この様に述べた後<sup>(119)</sup>、現実社会生活における人間の不完全性の故に、「多数決」の妥当性も「相対的」なものであるとする<sup>(120)</sup>。

この場合この相対的妥当といふのは、人間の集団に統一的意思決定を必要とする場合、その社会的基礎に最もよく適合し、比較的最もよく全員に満足を與へるように、その集団内の諸利益・諸意見を統合してその一體を保ち得るものと解すべきである。而して凡そ人間の集団意思決定方法として考へられる主要の原理は、専制、全員一致、多数決であり：（中略）：これら諸原理の妥当性は、それぞれその社会的基礎との關聯に於て相対的にのみ秤量し得るのである。

次に矢部は「多数決」の社会的基礎について言及している。その際も先の「代表の社会的基礎」で述べた社会關係の三類型が「問題の究明に役立つ」とする<sup>(121)</sup>。当然主たる問題はゲメインシャフトとゲゼルシャフトの中間に位置して矢部が「『代表』原理固有の社会と考へる第三の定型」<sup>(122)</sup>である。

この第三類型の社会における社会の団体意思は、完全なゲメインシャフトにおけるように自発的に定まるものでもなく、純粹なゲゼルシャフトにおけるように個々人の恣意に依存するものでもなく、次のようなものである<sup>(123)</sup>。

本源的には一体的共同体の伝統・精神の上に立ち、一体意思の必然性を前提としつつ、現実的・具体的にはその一体意思の内容は成員の意思と利益を通じて「統合」せられるのである。かかる社会には客観法 (objektives Recht) と主観的権利 (subjektiv Recht) が明かに分化せしめられ、かかる団体意思を行使するのが「代表」の原理であり而してその意思決定の方法こそは正しく多数決なのである。この様な社会関係は人類が一定の発展段階に発展段階に達したる所に普く存するのであるが、就中国家について言へば所謂近代国家がこの典型であると言へる。

前節のテンニースの項ないしは「代表」論のところではあえて触れなかったのだが、この下線部分を見ると、やはり矢部のテンニース理解を問題にしないわけにはいかないであろう。とりわけ注意しなければならぬのは、テンニースのゲゼルシャフト論についてである。

矢部の社会類型論がテンニースのそれに大きな影響を受けていることは、彼の論述から明かであるが、注目すべきなのは、テンニース理論にはない「中間形態」を措定し、意思決定の方法としての「代表」が妥当し、「就中国家について言へば所謂近代国家がこの典型である」としている点である。これには実は二つの問題がある。一つは、テンニースのゲゼルシャフト論そのものの理解のされかたの多様性であり、もう一つは、矢部のテンニース理解に関する問題である。

テンニース理論については、ある社会学者によれば、「テンニースの理解をめぐつての異なつた諸見解は、彼に多少なりとも関心を示した社会学者の数だけあると言っても、決して言い過ぎではない。新明正道が正しく指摘しているように、このことは、テンニースの両概念に不明瞭なところがあり、そのままの形では使えないことによるものである。」<sup>(24)</sup> という状況である。ここで特に問題となるのはゲゼルシャフト論の方であるが、

矢部のゲゼルシャフト論理解を検討する前に、テンニースに即してそのゲゼルシャフト論を見てみる必要がある。<sup>(127)</sup>

よく知られているように、『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の初版の副題は、「経験的文化形式としての共産主義及び社会主義に関する論考」と題され、さらに第三版の序文において「私は共産主義をゲマインシャフトの文化体系として、社会主義をゲゼルシャフトの文化体系として把握しようとした」と述べている。<sup>(128)</sup> 私見によればこうしたテンニース自身の記述自体が混乱の素であると思われる。<sup>(129)</sup>

一体社会主義とは、共産主義の前段階として連続的に把握されるものなのか（資本主義から見て彼岸的か）、それとも資本主義的な生産関係を歴史的前提としつつ存在するものなのか（資本主義から見て此岸的か）。著作に即して見る限りにおいてテンニース自身の考えはおそらく後者であったであろう。しかし、同じくテンニースにあつては、社会主義という概念はゲマインシャフトと対比される意味においてゲゼルシャフト的であると言う程の意味以上のものでもないように思われてならない。即ち、ゲゼルシャフトと社会主義は完全に「等価」ではないのである。飯田哲也によれば、「テンニースの現実的関心は、当時のドイツの社会的現実とイギリスの社会的現実とに直接体験として触れることによつて育まれた。」とされる。<sup>(130)</sup> 当時のドイツが、ビスマルク時代であり、彼の目に映じた社会的現実が悲惨なものであったことは言うまでもない。そしてとりわけ、イギリス旅行（この時晩年のエンゲルスに会つて感銘を受けている）がゲゼルシャフト論の形成に与えた影響の大きさにつき前掲飯田論文は次に様に述べている。<sup>(131)</sup>

見せかけの繁栄の上に安住している資本主義社会がいかにも多くの矛盾に満ちた諸問題をかかえた社会であるかということが、テンニースの心中に深く存在していた。そして彼の現実の具体的知識が、理論的に

はともかくとして、感覺的には「牧歌的フーズムの生活↓ゲメインシャフト、利己的なロンドンの生活態  
度↓ゲゼルシャフト、動物以下の生活の克服↓倫理派社会主義の主張」というイメージを形づくってゆく  
のである。

こうした論理的筋道から見れば、テンニースのゲゼルシャフト概念は近代市民社会認識に深く関係している  
ことが分かる。テンニースが関心を持ったハンブルクの港湾労働者のストライキにしても、彼の社会改革に深  
い関係のある浮浪者や犯罪者に関する実証的調査研究にしても、こうした問題は支配——被支配の関係のある  
社会には程度の差はあれ存在している。すなわち、こうした社会問題は「ゲゼルシャフト的なものにもとづく  
社会関係に付随して起る問題として扱えられる。したがって社会問題は、ゲゼルシャフトが支配的となる資本  
主義社会において特に問題化するのであり、具体的には資本主義社会におけるブルジョアジーとプロレタリ  
アートとの階級対立という特殊歴史的事情によって、経済的、政治的及び精神的諸生活にわたって生ずる問題  
なのである。」<sup>(128)</sup>

しかも、「資本主義社会において社会問題が最高度に発展してあらわれるということは、資本主義社会がゲ  
ゼルシャフトの最高の（あるいは最も支配的となった）発展形態であることを意味する。」<sup>(129)</sup>ということになる。  
ゲゼルシャフト——近代市民社会の認識と把握が根本的問題の鍵であるようであるが、ここでは取り敢えず、  
ゲゼルシャフト概念が、資本主義社会と密着した概念であることを、ひとまず確認しておきたい。さらにもう  
一点、つけ加えるとするならば、テンニースにおいては、国家は、まず第一に「普遍的ゲゼルシャフト的団体  
である」<sup>(130)</sup>と定義されている。したがって、「資本主義国家」の問題は論理必然的にゲゼルシャフトの問題と  
して把握されるはずである。

この様にみて来ると、矢部の言う「第三類型」に属するとの認識がテンニース理解の上から言ってもかなり特殊であることが分かる。矢部は第一章でも詳しく触れたように、資本主義社会に固有の社会問題に対してほとんど社会民主主義者と同じような立場から批判を加えていたのであり、また、デモクラシー理論においてもテンニースの立場に極めて近いことを述べてもいる。そうした矢部が、何故あえて「第三類型」なるものを措定し、近代国家がこれに当たるなどと言うのであるのか。

それは次のように考えられる。即ち、「革命なき共同体の再建」のための論理的必然であった、と。ビスマルク体制下にあつては、テンニースのような倫理派社会主義や社会改良主義ですら「過激派」と見なされたが、政治体制としての近代天皇制は、ビスマルク時代のドイツ第二帝政をモデルとしつつも、それよりもはるかに強固な支配と弾圧の体系を持っていたし、矢部が当面していた一九三〇年代以降は、元老による政治的統合機能が失われ、軍部や警察などがますます奇形的に肥大化して行きつつあった。こうした状況の中で、矢部は当時を資本主義の問題点が一気に吹き出し、しかも自らそれを克服する能力がないものにとらえていた。かくして、社会変革は必然となるのであるが、それをマルクス主義的に「革命」によって行なうという途を選ばないとすれば、如何なる方法が考えられるであろうか。そこで矢部は「第三類型」を措定して、それに「代表」や「多数決」概念が妥当する、もっと端的に言えば「共同体的衆民政」が実現される社会がそれに当たるとする。こうした理論モデルは資本主義の経済体制を変更することなく、社会変革を実現するために必然的なものとされるのである。何故ならば、「代表」・「多数決」の「読みかえ」によって、それに「共同体の再建」という新たな意味を与えることによって社会変革を実現しようというのが、矢部理論の目的なのである。天皇制と本質的に対決することなく、資本主義の問題点を改革するためにはこうした「読みかえ」により「共同体の再建」が可能であることを示す必要があつたのである。すなわち、ここにゲマインシャフトとゲゼルシャフトの中間

形態である「第三類型」の創造が必要になる。これこそが矢部政治学の特徴なのである。そして矢部は「共同的衆民政」論を確立するためには、最後にカール・シュミットの理論と対峙しなければならない。

## (2) カール・シュミットにおける民主主義と独裁

矢部貞治の政治理論を一九三〇年代後半以降の歴史的脈の中に置いた時、その果たした役割はカール・シュミットそれに類似している。そもそもシュミットの憲法・政治理論に対する歴史的評価は極めてアンビバレントであり、特にナチスとの関係については、それ自体が一つの大きな歴史的、理論的研究テーマで在り続けており、現在でもなお大きな理論的問題を投げかけている。

矢部がいつからシュミットに興味を持ったかについては、日記によると、一九三一年三月三〇日条に「Carl Schmitt; Die Geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus 読み初める。」とあり、四月一日条には「大体一日シュミットを読む。中々深き透察があつて面白い。一体独乙の本は一貫せる総合的立場が示されて興味が尽きない。」と強い印象を受けたことが伺える記述がある。さらに、一九三一年二月一日条に「カール・シュミットの独裁論と Leibholz... (中略) ...との必要の箇所を抜き読みし了へた。」と記し、翌年一月末から『政治的ロマン主義』を読み始めるが、この時は「ロマンティクの講義の準備」(二月四日)のためであった。さらに翌三三三(昭和八)年八月二日条に「Carl Schmitt, Verfassungslehre 中の『代表』に関するところを抜き読みする。示唆が深い。」と延べ、翌日には「卓抜な示唆を包蔵してゐる。」と強い印象を受けたことを書き留めている。そして一九三四(昭和九)七月二日に再び『独裁論』を読み始めている。これは以下で検討する吉野作造の追悼論文集への寄稿の準備なのだが、九月三日に読了して「厳密な資料が豊富で驚嘆するが併し僕の期待した程の示唆はなかった。」と記している。

以上が、日記から伺える欧米留学以前の矢部のシュミットとの理論的邂逅のすべてである。まず言えることは、『議会主義の精神的地位』、『憲法論』、『政治的ロマン主義』、『独裁論』などシュミットの主著にはほとんど目を通してること、そして『独裁論』には「期待した程の示唆はなかった。」とは記しているが、以下で検討したようになり直接的影響を受けていることは間違いない。しかし同時に重要なことは、これまで見てきたように、矢部の理論はイギリス政治思想の土台の上に、ケルゼン、テンニースなどの理論的影響があり、さらにその上にシュミットの独裁論の影響がある。以下、この点について詳しく検討してみよう。

矢部は一九三五年四月、約二年間にわたる欧米留学に出発するが、その前に、「独裁政と衆民政」という極めて興味深い論文を書いている。これは、矢部が政治学研究者となるにあたって極めて重要な役割を果たし、矢部自身にも大きな思想的影響を与えた吉野作造の追悼記念論文集である『政治及政治史研究』<sup>(13)</sup>に寄稿したものである。ここで検討しているのがカール・シュミットの独裁に関する理論である。論文は次のような四節より構成されている。

- 一 自由的衆民政と共同体的衆民政
- 二 独裁政の概念
- 三 独裁政と衆民政
- 四 現代政治動向との関連

この論文の重要性は、これまでの様々な論稿で展開してきた、衆民政と独裁政に関する議論の集大成としての意味を持つところにある。

第一節においては、文字通り自由的衆民政と共同体的衆民政について述べている。これを簡単にまとめると次のようになる<sup>(132)</sup>。

自由的衆民政……①成文憲法主義、絶対的・人権的法治主義、権力分立主義、議会の重視、

②参政権の基準としての個人の財産・教養・才能の不平等の尊重、

③職能代表より政党政治の重視、少数代表に傾く、

④自由放任の経済組織

共同体的衆民政……①一体国民の一般意思を最高の源泉とし、その直接政を目標とし、議会・政党による間接

政を出来る限り減少せんとする、

②多かれ少なかれ一般投票的な執政形態に傾く、

③参政権の普通平等の尊重、

④多数代表主義、あるいは有機体的職能代表主義の主張

⑤社会正義を目標とする団体主義的統制経済主義の重視

矢部はかつて「制度としての衆民政」において、衆民政を制度として把握することを主張しているが、この論文においても「衆民政そのものは、要するに、国家権力の行使を国家全成員の意思に依て決定せんとする政治組織である。」<sup>(133)</sup>と規定している。そして、封建専制政治に代わって自由的衆民政の出現した意義を述べ、資本主義の進展に伴い独占資本主義が成立し、政治の経済への従属や階級対立の激化等の現象が起り自由的衆民政はその意義を失いつつあり、代わって独裁政への傾向が強まりつつあるとする<sup>(134)</sup>。こうした議論はこれま



で述べてきたところと同趣旨であることはいうまでもない。ここにおける矢部の立場は次のようである<sup>(135)</sup>。

この様な状況の中に於て、一方現に見る矯激なる諸独裁政の過誤を斥け、而も時勢の進展のためにその意味を減じて無力化せる自由的衆民政の欠陥を矯正し、在来の政治諸原理を再検討して、衆民政理念を遵守しつつ時代に適合し得る新しき原理を確立することが、正に喫緊の事業であると言はねばならぬ。かかる新しき原理こそ、私は、共同体的衆民主義に他ならぬと信ずるのである。

この様に述べた後、矢部は現代国家の根本的政治原理である「代表」・「多数決」について検討したのと同じ観点から、「独裁」の問題を検討しようとする。ここで本格的に検討されるのが、カール・シュミットの理論である。矢部がシュミットについて初めて言及したのは「現代独塊に於ける衆民政諸論（二）」<sup>(136)</sup>においてシュミットを「議会展に對立する衆民政の独裁的傾向を論じて、テンニイスよりも遙に痛烈なるもの」と規定し次のように述べている<sup>(137)</sup>。

衆民政の原理は、シュミットによれば、決してかくの如きものではない。それは第一には「同質性」(Homogenität)の原理である。必要あらば強硬に、異質的なものを拒否する。それは一列の「同一性」(Identität)の観念より成る。即ち、「国家と国民、統治者と被統治者、支配者と被支配者、国家権力の主体と客体、国民と代表者、国家と法、量と質」等々の同一性の原理である。かくの如き衆民政の中に、異なる対立諸利益、差別、利己主義を前提とする、自由主義思想に基く議会展なるものは、存在の余地がない。

衆民政に対するこうした立場以外に矢部がシュミットから学んだものは、周知の「委任的独裁」(受任的独裁)と「主権的独裁」の区別であった。矢部はこの両独裁概念を自身の考える「共同体的衆民政」実現のための「手段」であると考えていた<sup>(139)</sup>。

上述の如き目標に如何にして到達すべきかの現実政策的論究は、本稿の範囲外の問題であるが、その一手段として考へられる独裁が、若しシュミットの所謂「委任的独裁」(kommissarische Diktatur)ならば、それは毫も衆民政と矛盾するものではなく、さらに所謂「主権的独裁」(soverane Diktatur)であっても、具体的状態に依つて、それが衆民政憲法の、より理想的なる実現のために、不可避免的に行はるるものならば、少くとも、衆民政理念の立場に於ては必ずしも絶対的に反衆民政的ではない。かかる「主権的独裁」手段を必要ならしむるか否かは、国民の、就中支配階級の、自覚如何決定するのである。

これが、「現代独壇に於ける衆民政諸論」で矢部がシュミットから学んだ結論であった。

この「独裁政と衆民政」では第二章が「独裁政の概念」としてシュミット理論の分析にあてられている<sup>(140)</sup>。

比較的近年に公刊せられた最も現密体系的なる「独裁政」概念の文献を求めらば、それは明らかにカール・シュミット(Carl Schmitt)の「独裁政」(Die Diktatur, 2 Aufl. 1928)であらう。…(中略)…恐らく独裁政概念の豊富なる資料に基く総合的・体系的考察として、現在に至るまでシュミットの業績はユニークなものである。この意味で、相当詳密に彼の所論を辿つて見ることは、独裁政の概念決定に於て決して無

用の労ではない。

この様に述べて、シュミットの「独裁論」を詳細に検討する。中でも注目しているのが、「例外的状態」についての説明である。シュミットはこれを「独裁政」の特質としている。

「例外的状態」の反対概念は「法治主義」であり、それに対する「例外的状態」である「独裁政」には、「法治主義」の様々な形式によって、また多様な「独裁政」の在り方があるということになる。「而し常に何らかの『常規』(Normale)『規範』(Norm)を必然的前提として、その一時適例外を為すに過ぎぬといふ所にこそ、独裁政の核心的特質が存することを忘れてはならぬ。」<sup>(41)</sup>とする。

次に矢部はシュミットの「授權」概念についてふれる。この概念の重要性は、シュミット理論の核心ともいうべき「受任的独裁」・「主権的独裁」の概念的区別にかかわって来るからである。シュミットにおける「受任的独裁」の概念は「特別の委任に基づき一定目的の実現のために、事態の要請に従って何事をも為し得る高権的(obrigkeitlich)な権限を認めらるる點に於て、官吏とは異なるが、而もそれは単に一時的であつて恒久的ではなく、委任者に意思に依存する點に於て、主権者とも異なるのである」<sup>(42)</sup>というものであった。

こうした「受任的独裁」について述べた後、「主権的独裁」概念の発生について言及する。すなわち、シュミットによれば、この概念の確立に大きな役割を果たしたのは、マブリーとルソーであった。とりわけルソーの「立法者」概念の果たした役割は大きいとする。

なぜならば、「立法者」は「受任者」ではありえないからである。<sup>(43)</sup>

矢部は、「そこでシュミットは、かかる立法者にかかる独裁者と結合し、立法者に権力を與へたら如何になるかを考へる。それは即ち『独裁的立法者』乃至『憲法を作る独裁者』に他ならぬ。換言すれば、それは『受任

的独裁』ではなくして、正に『主権的独裁』である<sup>(144)</sup>とまとめている。

シユミットは「権力分割の克服とか、一つの命令が『電信的速度力』で執行せられるとか、帝政的執行組織とかが、如何に独裁政に伴ふ性質ではあつても、それ自身独裁政の核心ではない」と考へる<sup>(145)</sup>。シユミットによれば、独裁政の核心は「『一定の具体的目的』への到達といふことを本質」とする権力であると規定する<sup>(146)</sup>。

さらに、独裁行動の内容は「『事態の要請』によって決定されるが、予めその内容を規定することはできない。よつて、かかる行動を合法化する根拠は「排除すべき状態の現存」であり、それは「正当防衛」に同じである」とされる。このように「反対物」の存在が独裁の「法的基因」なのである。ただし、この法的規範は独裁者の行動の実質的・技術的方法にまでは関与できない。独裁政においては両者は対立せざるを得ない<sup>(147)</sup>。

このことは特に「受任的独裁」において明瞭であるとされる。すなわち、シユミットにおいては「受任的独裁」とは、「憲法を『廃止』(aufheben)するのではなく寧ろ之を防衛せんが為に之を『停止』(suspendieren)する」ものであり、この停止こそが先に述べた独裁政の核心たる「具体的例外」に他ならない<sup>(148)</sup>。

これに対して「主権的独裁」は「その行動によって排除せんと欲する状態を現存秩序全体の中に見る。」そして、「それが真の憲法と考ふる所の憲法を可能ならしめるために、或状態を作り出さんとする。」従つて、それは「現存憲法の上に立つのではなく、持ち来たらすべき憲法の上に立つ」のである<sup>(149)</sup>。

次に矢部はシユミットの「構成権力」の概念について説明する。即ち、「自ら構成する権力でありつつ、而も一定の課題に『依存』する」のである。「主権的独裁」はこの「構成権力」の上に立つとされる。この概念はシエス(シエイエースのこと・引用者)によつて完成されたシユミットは述べている。そして、シエイエースによれば、こうした「構成権力」は「一体国民」とされ、この概念から「独裁政」をみれば、「受任的独裁」

は「被構成権力」から生じ、「主権的独裁」は「構成権力」から発する<sup>(5)</sup>。

この概念の意味するところは、「構成権力」が「一体的国民」であり、かかる概念が認められる限り、何れの独裁も「法律的存在」であり、国民が「構成権力」として発動すべき基本的条件を欠く時、独裁は「主権的」に現れるけれども、それは常に果たすべき任務に依存する「過渡的」存在であり、この点において専制君主や主権的貴族と根本的にその本質を別にする、という点にある。即ち「受任的独裁者は、被構成権力の無制限な遂行的受任者であり、主権的独裁は、被構成権力の無制限な遂行的受任である」<sup>(5)</sup>ということになる。

また、シュミット理論とナチとの関係について矢部は註(5)において「シュミットは現在ナチス政権と密接な関係に在つて、一般に『ナチスの公法学者』の一人と見られる様であるが、本稿に援用する彼の『独裁政』の第一版は既に一九二二年に公刊されたものであり、又これと密接に結合する彼の *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus* もその第一版は既に一九二三年に世に問はれたものであり、之に対してナチス政権の出現したものは一九三二年なることを思へば、これらの書物が勿論何らナチス政権の感化に依て曲げられたものでないこと明かである」<sup>(5)</sup>と正しく指摘している。ただシュミットは、一九三三年には、授権法を評価し、五月にはナチ党に入党している。しかし、そのナチ党からもシュミットは批判されることになるが、ちなみにシュミットがナチス親衛隊機関紙「フェルキツシャー・ベオバハター」で批判され「失脚」した事情を矢部が知るの、日記によればちょうどミュンヘン滞在中の一九三七年一月二八日、ナチスの公法学者オットー・ケルロイター宅においてのことであった。

あとでケルの書斎（寒かった）で色々の話しをしたが、ケルは *Schwarze Korps* といふナチのSSの機関紙を非常に重視し、これに発表されたカール・シュミット攻撃文を力をこめて僕に説明した。要点がど

ここにあるか判らぬが、シュミットが「国民」を支配の対象に過ぎぬと言ふことに対する攻撃らしい。何でもその為にシュミットはベルリンを追はれるかも知れぬと言ふことであつた。——過日新聞でシュミットが何らかの職を辞した旨を読んだことがあるが、病気が理由であつた。僕はその時何か理由があらうとは考へたが、今日初めて悟り得た。——シュワルツェ・コールといふのは日本で言へば「日本新聞」といった様なものであらう。それを非常に重視してゐる点にケルの根性が知れるし、シュミットを *charaktios* だなど、言つてゐたのは、シャーデンフロイデの様で少し不愉快であつた。党からはケルも屢々攻撃されたと自分で言つてゐるがどんなものか。

矢部はドイツにおいて、特にシュミットに関心を示した記述はみられない。しかし、彼の独裁理論の形成にシュミットの与えた影響は決定的とも言えるものであつた。まず第一に、「独裁政」と「専制政」との区別についてである。これは全くシュミットからの援用である。次に「独裁政」の「法的根拠」についてであるが、これは第一点目からも当然それを認めるわけであるが、重要なことはその論理構成においても全くシュミットに依拠していることである。最後に「独裁政」の目的遂行的「一時性」も同様に認めている。端的に言つて、矢部の独裁理論は共同体的衆民政理論ほどオリジナリティーのあるものとは言えず、基本的にはシュミット理論の祖述であると言つてよいであらう。

しかし矢部にとつて、「独裁政」理論を構築するに当たつて、以上のことは言うまでもなく重要であつたが、最大の理論的成果は「独裁政」と「衆民政」の結合に最終的な理論的根拠を得ることができたということであらう。矢部はこれをシェイエースの「構成権力」から論証できることをシュミットから学んだ。しかし、この「独裁政の概念」についての章の最後で、矢部はブレンターノの「独裁論」を引用しながら、ヨーロッパ古代・

中世の独裁政の歴史を振り返りながら、「これらの彼の所謂独裁者が、常に『人民大衆』と結合して、貴族特権階級に対立したる者だ」ということを強調している<sup>(53)</sup>。矢部がこうした議論でこの章の最後を締めくくっているのは、現代における「独裁政」に引きつけて言っていることは言うまでもないであろうが、その後の政治状況と考えあわせると興味深い指摘ではある。

矢部理論の核心である「独裁と衆民政の結合」が明確にされるのは「三 独裁政と衆民政」においてである。この論文がこれまでの矢部の研究の総纏めの意味を持つと言うことは、この章において最も明確となる。ここで最も重要な点は、「独裁政」が「自由なる国民意思に依拠するがための原理は、畢竟正しき『代表』及び『多数決』の原理に他ならぬ。それに依て初めて専制政に対する衆民政固有の機構が保障されるのである。」ということである<sup>(54)</sup>。こうして「独裁政」は「一定の場合に於ける正しく衆民政固有の姿」であると位置づけられる<sup>(55)</sup>。

矢部の議論はこうした「緊急事態」における「独裁政」の問題にとどまらず、その要請が「衆民政の恒常機構の上にも亦強く反映すべきことを必然ならしめる」ことを主張する。

その理由は、第一に大衆機械文明の成立による、伝統・権威・道徳・組織を喪失した膨大な大衆の出現という事態に、議会政の機構が対応できなくなったこと。第二に、資本主義の独占化が政治権力を経済的・階級的闘争制覇の対象物とし、勃興期資本主義の楽観的共存共栄の理念の下に樹立された自由主義的議会政機構が、妥当性を喪失したこと。こうした事態は自由主義的衆民政に対応する議会政の社会的基礎を失わしめ、かかる危機を乗り切るために執行権が強化されなければならない、という諸点に求められる<sup>(56)</sup>。そして、大衆国家段階における衆民政の在り方について次のように結論づける<sup>(57)</sup>。

換言すれば、かかる大衆国家に於ける衆民政の機構は、益々一体的国民の意思と信頼に基礎を置く執政的執行権の形態とならざるを得ぬ。即ち既に論じた如き自由的衆民政型ではなくして、寧ろ共同体的衆民政型とならなければならないのである。

そして、大衆国家と独裁政機構の關係に付いて次のように述べる<sup>(159)</sup>。

併し乍ら少なくとも、参政権の裾野が拡大して、機械化・平均化せられた大衆が土台となればなる程、権力組織は集中的に先鋭となること必然であり、即ち現代大衆国家に於て、自由なる国民意思に基づきつつ而も強力なる執行権の機構を制度化せざるを得ぬといふ点に於ては、正に独裁政機構そのものの要請と同一なるものあるべき事を否定できないのである。

矢部は独裁的執行権がデモクラシーと矛盾する例証として挙げられるナポレオンの帝政についても、次に様に述べている<sup>(160)</sup>。

この帝政の嘲笑すべきは、その一般投票による合法的独裁形態が、衆民政の名に於て説かるる所にあるのでは断じてない。嘲笑さるべきは、その一般投票そのものが外的権力によって操縦せられたる欺瞞であり、その絶対権力が結局終身的に委譲せられたるといふ點にこそ在るのである。寧ろ、真正なる一般投票に基き、一定任期を限れる所の、一種の帝政的形態(Cesarisme)は、大衆的衆民政の模型とも言ふべきものである。



以上見てきたように、矢部政治学は、封建制から近代への転換において自由主義的衆民政の果たした歴史的役割を評価しつつ、大衆国家と独占資本主義の時代におけるデモクラシーの在り方に、「共同体的衆民政」を措定したところにその意味があるわけだが、それは論理必然的に一種の「独裁政」に行き着いた。そこで矢部は独裁を厳密に理論的に定義する。こうしてそれが必ずしもデモクラシーと矛盾しないのみならず、特定の状況下にあつては寧ろ必然的に結合すべきことを主張するのである。ここにこそ矢部政治学の理論的特徴と歴史の意味とが存すると言えよう。

最後に「四 現代政治動向との関聯」を見てみよう。

矢部は現代の趨勢が一般投票的執政形態にあることを強調して止まないのであるが、同時代においては、ドイツ、イタリア、ソヴェエト等にこうした傾向が見られるとする。しかし、これらはその独裁が「一定の明確なる緊急目的遂行のための過渡的・一時的存在なりや、といふ固有の独裁政標識の検証に、果して堪へ得るものなりやの點に於て、極めて疑はしきものであり、事実上は永続的なる専制政に墮せるものに過ぎずと断ずべき根拠が顕著であり」、衆民政の観点からは批判されねばならないと正しく事態を把握している。しかし同時に、それに見られる「現代の根本的要請については、これに目を蔽ふことを許されないのである」とも述べている<sup>(4)</sup>。ファシズムと社会主義を同じ視点から評価することは、後の「全体主義論」に通じる議論の様にも思えるが、矢部の立論はそれと異なる視点からのものであった。

矢部の関心は「執行権への権力の集中」ということ自体にあるのではない。そうではなくて、そうした権力と「国民共同体」との「関係」にあるのである。このことをはっきりと示すのは、ファシズムや社会主義のみならず、イギリス・アメリカにもこうした傾向が見てとれるという点である。矢部はその例としてイギリスの

マクドナルド労働党内閣及びアメリカのローズベルト大統領を挙げている。

ここでは特に大統領政について見てみたい。矢部は次のように述べている<sup>(61)</sup>。

アメリカの大統領政に至つては、正しくこの様な一般投票的執政形態の、現実に於ける最も顕著なる模  
型とも言ふべきものなのである。大統領は、議会から選ばれるのではなくして正に国民から選出されるのであ  
る。その地位は、その任期の間議会の意嚮に依て左右せらるることがない。

この様に述べたあと、矢部はローズベルトのような大統領を、ケルゼンの言葉を借りながら「民選のカイゼル」  
と呼んでいる<sup>(62)</sup>。このことは極めて重要であると考ええる。何故ならば、矢部にとって第一義的に重要なことは、  
「政治権力と国民」の関係であり、故に衆民政は原理として普遍性を持つと考えるのである。後は言はば方法  
論の問題なのである。

一面に於ては、それ（政治理論―引用者）は人間共同生活の永遠普遍の最高理想と正義に関し、同時に  
他面に於ては、不断に発展し無数に異なる時所の条件に伴つて変化する部分をも持つのである。凡ゆる人  
間人格の尊厳を保護促進し、共同福利を最高原理とすることは、誠に不可変の理想であつても、この理想  
を現実に達成せんとする制度・機構は、時代の変遷と国情の差異に伴つて雑多に異らざるを得ぬ。衆民主  
義の根本理念は、あくまで之を擁護しなければならぬけれども、之を保障し得べき現実機構は、時代の  
推移に伴つて進展すべきは正に当然なることを認めねばならぬ。

これが矢部の結論である<sup>(43)</sup>。そして、「共同体的衆民政」への道に向って進むべきことを述べ、「而してかかる観点に立つ時は、衆民政と独裁政との関聯といふ極めて興味ある問題が、革めて重要な問題として、われわれの前に検討を要することとなるのである」という言葉でこの論文を締めくくっている<sup>(44)</sup>。しかし、これで見えてきたように、「衆民政」と「独裁政」との関係は矢部にとってはすでに解決済みの問題なのであった。

まとめにかえて、残された課題

以上みてきたように、自由主義的民主主義の理論的基礎としてイギリス政治思想の基礎の上に、矢部の「共同体的衆民政」論は大きく分けて三つの段階を踏んで形成されたことが分かる。

矢部貞治が取り組んだ理論的な課題は「国民共同体の再建」、「議会制民主主義の危機」そして「一般投票的執政形態」<sup>(45)</sup>。「衆民政の基礎の上に立った独裁」の理論的解明であった。それを総合した概念が「共同体的衆民政」論であった。それは本稿で見えてきたように留学に出かける以前の段階ですでに明確な形をとって出来上がっていた。矢部は留学中それに対する「確信」を得たに違いない。故にこそ、帰朝するやいなや新進の政治学者として現実政治に深くコミットしていくことになるのだが、そのコミットの仕方はまさに「時代が矢部をチョイスした」といってよいものであった。

「共同体的衆民政」論の政治過程における展開の問題については紙幅の関係上、稿を改める他はないが、「国民共同体の再建」、「議会制民主主義の危機」そして「一般投票的執政形態」という矢部が取り組んだ理論的課題は現代でもなお問われ続けている問題でもある。この点から見ても矢部政治理論の射程は長いといわなければならない。

- 註
- (99) 前掲『寛教授還暦祝賀論文集』一九三四年四月(有斐閣)所収
- (100) 前掲『法学協会雑誌』第五二卷第七・八号
- (101) 前掲『寛教授還暦祝賀論文集』四一〇〜四一一頁参照
- (102) 同前四一一頁
- (103) 同前四一七頁
- (104) 同前四一九頁〜四二〇頁
- (105) 同前四二三頁参照
- (106) 同前四二四〜四二五頁参照
- (107) 同前四三〇頁
- (108) 同前四三九頁、なお(註)の(三八)によれば、矢部の「代表」概念の歴史的把握は、イエリネックの『一般国家学』、ギールケ『中世政治理論』等に拠っているが、他に注目されるものは、カウツキーの『Parlamentarismus und Demokratie』である。矢部貞治日記(未発表部分)によれば、「一日中カウツキーを読む。この書は特に議会の経済史的考察に於て優れてゐる。教へらるゝところ非常に多い。」(一九三二年五月二六日、なおこの時点では再読である。」「一日書齋でカウツキーを読み、夜に至つて読了した。示唆の非常に大きな書物だった。その経済史的眼光に魅せらるゝところあり。」(同前五月二九日)と記している。ただこれがどの様に矢部に影響を与えたのかについては今のところはつきりしない。
- (109) 同前四五三〜四五四頁
- (110) 同前四六五〜四六六頁
- (111) 同前四六六頁参照
- (112) 同前四六七頁
- (113) 同前四六八〜四六九頁

- (114) 同前四七二～四七三頁
- (115) 同前四八二頁参照
- (116) 同前四八三頁 下線引用者
- (117) 前掲『法学協会雑誌』第五二巻第七号、一一九一頁
- (118) 同前一九二頁
- (119) 同前一九九～二〇〇頁
- (120) 同前二〇一～二〇二頁
- (121) 同前二〇四頁参照
- (122) 同前二〇七頁
- (123) 同前二〇八頁 なお矢部は「代表の社会的基礎」において、「私は近代国家の特質を、一体的共同体原理と個人自由主義との総合に求める」（前掲書四二三頁）と述べ、問題の核心が近代国家のあり方にあることを明らかにしている。
- (124) 飯田哲也「社会学における『社会的現実』——F・テンニースを中心に——」（日本福祉大『研究紀要』NO.23）六三頁
- (125) 杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』下巻解説二二三頁
- (126) 前掲飯田論文、六五頁
- (127) 同前六六頁
- (128) 同前七九頁
- (129) 同前七九～八〇頁
- (130) 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』下巻（岩波文庫）一七三頁参照
- (131) 編集代表蠟山政道、昭和一〇年、岩波書店
- (132) 『政治及政治史研究』五一七～五一八頁参照
- (133) 同前五一八頁

- (134) 同前五二〇～五二二頁参照
- (135) 同前五二二頁
- (136) 前掲『国家学会雑誌』第四五卷第一二号、  
同前一二九頁
- (138) 同前一三〇頁
- (139) 『国家学会雑誌』第四六卷第二号、二五頁
- (140) 同前五二二頁
- (141) 同前五二四頁
- (142) 同前五三〇頁
- (143) 同前五三三頁参照
- (144) 同前五三四頁
- (145) 同前五三四頁
- (146) 同前五三四～五三五頁参照
- (147) 同前五三五頁参照
- (148) 以上同前五三五～五三六頁参照
- (149) 以上同前五三六頁参照
- (150) 以上同前五三八頁参照、なお矢部のいう「構成権力」とは *pouvoir constituant* (憲法制定権力) のこと。詳しくはC・シュミット著田中浩・原田武雄訳『独裁』(未来社、一九九二)一五九～一六〇頁参照
- (151) 以上同前五三八頁参照、なおシュミットによれば、「主権的独裁」の最も顕著な例は、ランス革命時(一七九二～一七九五  
年)における「国民議会」の独裁であり、再びこの概念が問題となったのは、いふまでもなくプロレタリア独裁の問題が生じてからである。以上同前五三九頁参照

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の形成（二）

- (164) 同前五六四～五六五頁
- (163) 同前五六四頁
- (162) 同前五六二頁
- (161) 同前五六一頁
- (160) 以上同前五六〇頁参照
- (159) 同前五五二頁
- (158) 同前五五一頁
- (157) 同前五五〇頁
- (156) 同前五四九～五五〇頁参照
- (155) 同前五四八頁
- (154) 同前五四七～五四八頁
- (153) 同前五四二頁参照
- (152) 同前五四〇頁

補論一 大学の自治・学問の自由と矢部貞治と滝川事件と天皇機関説事件をめぐる

一九三三年三月一日、矢部が研究者の道に入るに当たって多大の助力と影響を与えた吉野作造が死去した。享年五六歳であった。

……南原先生から吉野博士の長逝のことを知らされた。明治政治史の大業が遂に完成されずに終わった。先生の畢生の力で集められた材料が徒らにそのまゝ、書庫の中に蔵されることになるのは痛痕（ママ 恨）の極だ。

〔矢部貞治日記（未発表部分）〕一九三三年三月一日

午後青山学院に吉野先生の葬儀に列席。満堂に溢れる哀悼の人々と林立する各方面の贈花を見、牧野、海老名、安部諸氏の告別の辞を聴いた。

（三月二一日）

吉野の死はたしかに一つの時代の終焉を象徴していた。時代は文字通り戦争とファシズムへと向かいつつあった。矢部は吉野の追悼論文集にこれまでの研究の集大成ともいえるべき論文を発表することになるが、ここでは自治と学問研究の自由に関するいくつかの重要事件について言及しておきたい。

大学人にとって一九三三年といえれば極めて重大な事件である「滝川事件」が起きている。矢部の日記には東京帝大の教授会や教授個人のレベルでの議論が比較的詳細に記録されている。矢部がこの事件に如何に大きな関心をいただいていたかという証拠である。当時矢部は少壮の助教授として、「若手」の取りまとめ役のような役割を果たしていたことが日記からうかがうことが出来る。以下、日記の関係箇所を抜きだしてみた。



京都大学の瀧川教授を文部大臣が休職にしようとするので大変な問題となって来てゐる。正午の食堂でもその話で花が咲いた。

政治のファッショ化の一表現だが鳩山文相も余りに鳩ポッポ式だ。一番不快なのはこの京大の事件、惹いては全大学の運命にかゝる大問題、学問の独立の脅威に対して東京の大学が一口も意見を発表せぬことだ。ファッショと事勿れ主義が何処にも瀰漫してゐる。

（シ五月二二日）

午後教授会。京大事件が一寸話になったが、併し中田さん穂積さん初め極度に事勿れ主義で反動的だ。今日之を大学一般の問題としようとしたのは南原さんと高柳さんのみであった。

（シ五月二五日）

朝講義の前に横田喜三郎氏が来て昨日の教授会に対する不満と将来の協力について話した。講義が済んで帰ったら田中耕太郎先生が来て京大事件について僕の意見を求められた。先生はチェックしようとして動いてゐる。

（シ五月二六日）

蠟山さんの所論には賛成すべきところが多い。

（シ五月二六日、蠟山と京大事件のことについて話して……引用者）

昨夜蠟山さんから南原、高柳の両先生を中心に京大事件をもつと自由に話し合ふ会を開く様学部長に要求したいとの話をされたので、僕は横田、我妻の両氏の積極的な気持を紹介し、又田中さんの動きも紹介して幹部の先生は駄目だが高柳さんから下の教授は皆それに賛成だと思ふ旨を答へ、且助教について僕がそれを支持する様な雰囲気を作ることに努力しようと答へた為め、今日わざわざ出て行って宮沢、岡、原田の三君に話したところ皆僕に賛成してくれた。他の助教にはそれぞれ適当の人から傳へて貰ふことにした。又横田氏に会って蠟山氏の動きと連絡をとってやって貰ひたいと述べて置いた。……京大法学部はステートメントを出して総辞職をした。

(〳五月二七日)

午後三時から緊急に法学部の懇談会が開かれ、京大事件が論議された。六時までかゝって別に何等の積極的行動もとらぬことになったけれども(真相が分らぬ)とにかく元老教授もフランクに色々の話しをしその意思を表明し、少壮教授も色々と意見を述べて頗るよく意思が疎通したので、結果は別として我々の不満と要求はその点では 大いに満足した。

(〳五月二九日)

京大事件は相変わらず喧しい。文部省の愚劣さがだんくんに世に曝される。

(〳六月五日)

京大の佐々木、両宮本、森口、瀧川、末川の免官決定。この反動を如何ともし得ないのか。

（〇七月二一日）

矢部は滝川事件について「政治のファッショ化の一表現」・「惹いては全大学の運命にかゝる大問題、学問の独立の脅威」と捉えている。後に、留学中の出来事になるが、矢部はロンドンにおいて「アカデミック・フリーダム」というサークルを知り、帰国後日本においても同様の組織・運動の必要性を感じて同僚に働きかけている。矢部において大学の自治を守ることと、学問研究の自由を確保することは極めて重要な意味を持つていたと言えよう。

また、この後引き続き起る、美濃部の天皇機関説事件、河合問題、津田左右吉事件、大内兵衛らの人民戦線事件等の大学の自治や学問研究の自由に関する問題に対して矢部の態度は終始一貫している。即ち、文部省や学内の反動派の動きに対しては厳しく批判し、日記から特にうかがえることは、彼等事件の当事者に対して誠意あふれる励ましという言葉を送っていることである。しかしながら、このことはまた、矢部が彼等の思想そのものに共感しているということを直ちに意味しない。彼等が自由主義者や社会主義者であり、矢部はそれらを「克服」することを課題とする者であった。しかし同時に、矢部はそれらの思想が官憲によって弾圧されることは、許されるべきでないと考えていた。

滝川事件について、一九三五（昭和一〇）年三月には美濃部の天皇機関説問題が起っている。

昨日の貴族院で人権問題の質問演説をやって大分問題になってゐる。

（一九三五年一月二四日）

美濃部先天皇機関説が貴衆両院で大問題になり、遂に不敬罪で告訴されたといふけしからん話が話題になる。

(〳三月二日)

午後国家学会の編輯会があつてその席上宮沢君から美濃部先生の機関説が議會その他で大問題となり身辺も危い位なので慰労のため有志で集まらうとの事だった。非常にいゝことだと思ふ。

(〳三月五日)

今晚実は美濃部先生を慰労する会を開くといふことだったので今朝宮沢君に確めたが、非常な護衛付きで形勢険悪だからとて延期になった由だった。まだ色々騒いでゐる。

(〳三月一日)

夕方から急のこと乍ら美濃部先生を中心の会を開く。池の傍(ママ 池之端?) 雨月荘。集まるもの大内兵衛、南原繁、田中耕太郎、我妻栄、蠟山政道、横田喜三郎、宮沢俊義、岡義武、田中二郎、江川英文、末延三次。

先生を激励し、且対策につき疑義。

(〳三月二二日)

矢部はこの年四月以降、欧米への留学に出発する。このため、美濃部事件についての記述は少くなるが、行

く先々で関心は持っていたようである。一九三五年シカゴ大学にメリアムを訪ねた時、不在で会うことが出来なかつたが、シカゴ大学が美濃部事件のため美濃部の著作を貴重書の中に入れたということを書いている。（六月一四日）また翌年パリで日本の雑誌を見て「偶然に美濃部先生の『退官雑筆』を読み、機関説問題のところ如何にも感慨深い。併し上杉教授との論争に関するものなど若しこゝに書かれてゐることが先生の真意であるならば実に浅薄なものだ。自ら国家機関説の真意義を知られないものだ」（一九三六年五月二五日）と記している。

矢部のこうした問題に対する態度は極めてはっきりしている。つまり大学の自治と学問研究の自由は守らるべきであるということである。そこにいささかのエリートの特権意識を垣間見ることが出来ようが、要はこうした自治や自由の存在自体を守ることが矢部にとっては当然のことであつた。このことは後に河合栄治郎や津田左右吉の事件の際より明確になるであろう。矢部は復古的・観念的な右翼思想に対しては、ほとんど軽蔑に近い嫌悪感を持っていたし、学問・思想の領域に官憲が土足で踏み込んでくるようなことは、「独裁」あるいは「執行権の強化」とは無関係の「専制」であると考えていたようである。

敗戦直後、矢部がいち早く大学を辞めたのは、一つには矢部自身の「戦争責任」のとり方であつたが、同時にそれは、権力即ちこの場合は「戦争勝利者による一方的な判断」によるパージを認めないという、戦前の事件で矢部が示した態度と同じ理由に基づくものである。

（引用はすべて『日記』未発表部分からのものであり、年月日を本文中に示した。）

## 補論二 欧米留学

矢部は一九三五（昭和一〇）年四月八日、天皇機関説事件で騒然たる日本を離れて、約二年間にわたる欧米留学に出発した。まずアメリカ西海岸に上陸した後、シカゴ、ボストン等を歴遊し、七月中旬には、大西洋を渡ってロンドンに到着している。次いで、翌一九三六年二月一八日、ドーバー海峡を渡りパリに到着している。そして、七月一五日ベルリンに向かい、途中ハイデルベクを経て、十一月一六日ミュンヘンに着き、一九三七年四月に帰国するまでの大半をミュンヘンで過ごしている。

留学体験が矢部の政治理論にどの様な影響を与えたかは必ずしも定かではない。矢部は留学中も大変几帳面に日記をつけているが非常に断片的な内容が多く、あまり詳しいものではない。また、日本の雑誌や大学新聞に各地での見聞を書き送っているがそれも印象批評が多いからである。ここでは主としてこれらの材料から矢部の欧米体験をあとづけてみよう。

#### 〈アメリカ滞在〉

一九三五年四月上旬、矢部はアメリカに到着したが、全体的にアメリカ滞在はヨーロッパへの通過点という性格が強く、とりわけ強い印象を記しているところは少ない。その中で、注目されるのは『日本評論』に寄稿した「アメリカ便り（第一信）」である。この論稿において矢部は、当時のアメリカ政界における特異な政治家ヒュー・ロングの言動を紹介しながら、「資本主義の行詰りが生み出す狂躁曲」として紹介している。ここに矢部の現状認識がみてとれ、興味深いものである<sup>(16)</sup>。

常夏の南カリフォルニアに居ましても、茫々たる果物畑にオレンジやレモンが熟したまま腐敗に委せら

れているのを見て、直ちに生産過剰の病弊を実感致しますし、シカゴのミシガン湖畔の静かな公園や、紐育のセントラル・パークや、ニウヘーヴンの美しいパブリック・グリーンを散歩してゐる時も、朝から晩までベンチを占領して為すこともなく時を送つてゐる多くの人々を見て、直ちに千萬人に及ぶ全米失業者の姿を偲ぶのです。生産過剰と失業。現代経済組織の最も顕著な宿弊でなくて何でせうか。

どうやら矢部の目には当時のアメリカは資本主義の矛盾の集約点と映つたようである。矢部は、富の遍在を指弾し「重い相続税と富豪収入税」によつて一般民衆に消費と快楽を与えようと言うロングの提案に見られるデマゴグ的性格を見抜きながらも、「併し彼の乱雑なロヂックの中にも、資本主義生産組織の病根を衝く仲々面白いものがあるではありませんか。」<sup>(168)</sup>と述べている。

ついで、「資本主義の行詰りが生み出してゐる現代米国の他の顕著な一現象は、赤化問題の騒ぎです。」<sup>(169)</sup>と述べている。矢部はこの問題が実は大した根拠のあるものではないことを認めつつも、「唯これが今日の米國で頗る問題とされてゐるには少しく以外の感を抱きました。」<sup>(168)</sup>と感想を記している。とりわけ、シカゴ大学における「赤化事件」に関心を示している。事件の概要にはここでは触れないが、反共産主義を主張する新聞の論調が、常にいつのまにか、ワシントンの現政権批判になつていくことに、同年五月二七日の最高裁の「NIRA違憲判決」後のアメリカの国民感情乃至世論の趨勢を見ている。

エピソードの少ないアメリカ滞在で、唯一のそれらしいものは、ノース・ウエスタン大学のコールグロウヴ教授の仲介で大山郁男に面会していることである<sup>(169)</sup>。

唯氏は頗る壮健でエヴァンストンの人々の友情の中で、静かに米國の動きを眺め、将来の方寸を思ひ巡

らしてゐられることをお知らせし、我国の社会思想及び運動に関心を持つ人々と共に、喜びたいと思ふのです。

また日記には大山に会った印象を次のように記している。

僕大山氏に直接会ふは初めてなれど元氣にて誠に謙遜且頗る多いに話さる。……それより食事を共にし後米國ローズヴェルト政治につき大いに論じ且僕美濃部先生の事件につき詳細に語る。大山氏の意見は中々面白し。共産主義の事件につきても大山氏に質するところあり。

〔矢部貞治日記（未発表部分）一九三五年六月一四日〕

日記のアメリカにおける記述は、何時だれに会ってこれこれの話題で話したという風で、その内容についての詳しい記載はほとんど無い。六月一五日には高木八尺の紹介状を持ってシカゴ大学にメリアムを訪ねているが、生憎不在で両者の出会いは実現しなかつた。この様に全体的にアメリカ滞在は渡欧への通過点に過ぎないようであつた。

#### 〈ロンドン滞在〉

一九三五年七月中旬、矢部は、ロンドンに到着した。ここでの矢部の関心は、主としてロンドン・スクールで政治学その他の講義を聴くことと、フェビアン協会の連続講義を聴くことに費やされた。



日記の一九三五年分から関係個所を抜き出してみると次のようであった。

ロンドン・スクールでラスキの政治及び社会理論を聴く。

吉野先生に似てゐる。成程淀みなく端切れのいゝ言語で要領よく説明して行く。併し態度は高く止つてゐてあまり好きになれぬ。彼の話の聞くと多元的国家論など、いふものは何処にもない。加之、自分は公平な科学などを少しもプリテンドしない。自分は現にフェビアンに属し、これこれに関係してゐる自分の議論は自分の立場での議論だなど、いふ。勿論これに相異なるが、こんなことを日本の大学で言つたらどうなるかなど考へると大学といふものの地位が全然異なるのを痛感する。今日は国家と主権の定義で済んだ。

（〳一〇月一〇日）

夕食後直ちにユーストンのフレンツ・ホールに行き、フェビアン協会の連続講義、計画経済の第一回でコールの「社会主義的計画の意味」を聴いた。矢張りよくは分らぬが大体の精神は握み得た。

（〳一〇月二四日）

（フェビアン協会でグレゴリーの計画経済反対論を聴いて―引用者）中々面白く人をして首肯せしめるものあり。但し、それでは現下の状態をどうするのかと云ふ問題は解決出来ぬ。

（〳一〇月二二日）

夕食後にフェビアン協会の講義に行った。ラスキーが米国のN・I・R・Aについて話した。中々面白く僕が先に日本評論に送ったのと同じ様な点が多かった。只米国にファシズム、就中反猶太運動が盛んになりかけてゐることを指摘し、色々の点でソヴェトが世界中で一番だと云ふ点に留意した。彼の結論は要するに資本主義の埒内ではローズベルトの勇氣と純真を以てしても、結局は社会正義の社会は来ぬといふのである。勃興期の資本主義が今や収縮の段階に達した以上、デモクラシーが資本主義を統制するか、資本主義がデモクラシーを支配するかとの二途の外にないといふのである。

(シ一月一四日)

(ラスキーの講義を聴いて—引用者) 所有権の社会的意義を論じその絶対を否定する議論で非常に面白かった。

(シ一月二八日)

夕食後フェビアン協会のレクチュアールでバートランド・ラッセル。彼は国際社会主義が国内社会主義よりも重要な所以を説き聯盟の下で富、領土の再統制を論じた。共鳴するところ多い。

(シ一月二八日)

この他、ロンドン・スクールではラスキーの講義の他、ファイナーの「比較政府論」、タウネー「経済史」を受講している。フェビアン協会の連続講義以外にも、労働党の演説会には足しげく通った。また、「ソシアリスト・ブックショップ」に行つて本をかう。(シ一月二六日) という記述もあり、また一月一三日の日記に

はブライド街の社会主義書肆に行つて二・三の文献を買つて帰り、下宿の老夫人に労働党に投票するよう説得している。（シ一月二三日）こうしたことから見て、ロンドンでの研究は主として社会民主主義、労働党関係に集中していたことがうかがえるのである。

これ等の聴講の他に矢部がロンドンで関心を持ったことが一つある。それは、アカデミック・フリーダムという団体の運動である。この団体の組織・運動については詳しいことはよく分かっていないが、その名の通りおそらく学問の自由に関する運動体であると思われる。矢部はかなりの熱心さでこの団体に接触している。

朝中かゝつて *Academie Freedom* の臨時委員会の書記長 *David Abercrombie* といふ人に宛て、この委員会の仕事を賞揚し日本の現状を述べて、彼等の仕事についての材料を送つてくれる様に頼む長い手紙をかいた……

（シ九月一五日）

この「日本の現状」とは、滝川事件に始まり、美濃部事件へと発展している日本における「学問研究の自由」と「大学の自治」をめぐる問題であると想像される。美濃部事件への関心はこちらにきてからも変わらなかつた。

今朝家から朝日新聞を送つて来たのによると美濃部問題は又々大変なことになってゐる。彼等が云つてゐる様にこれはほんの序幕でこれから深く凡ゆる学問に侵入して来るだらう。

（シ一〇月二一日）

矢部は「学問研究の自由」とそれを保障するものとしての「大学の自治」については、断乎としてこれを守るべきだと考えていたことは前にも述べておいた通りである。この意味において、「アカデミック・フリーダム」という団体は矢部の考え方にぴったりのものであったであろう。矢部がこの運動について真剣に考えていたことは、帰国後、日本版「アカデミック・フリーダム」を作ろうと田中耕太郎等に働きかけていることから分かる。

併し僕が例のアカデミック・フリーダムのための組織の問題を話したら少々以外にも、先生が非常にそれに関心を示して積極的に賛成されたことに、非常なエンカレッジメントを覚えた。

（読売新聞社刊『矢部貞治日記 銀杏の巻』、昭和二十二年十月三二日）

しかし、この後も一・二の同僚に話をしてみたが、芳しい反応を得られず大学を巡る情勢は益々厳しくなり、結局アカデミック・フリーダムについての記述は日記から消えることになる。

矢部はロンドンにおいても『日本評論』<sup>(70)</sup>（昭和二十一年一月号）に「英国だより——総選挙を見る——」を寄稿している。これは副題にもあるように、一九三五年一月一四日投票の行なわれたイギリスの総選挙についての評論である。この選挙で矢部にとって興味のあった結果は、マクドナルドの落選であろう。かつて矢部はマクドナルド内閣の出現を「人類史上の大いなるエポックだ。何をなすかは刮目に値する。」（『矢部貞治日記（未発表部分）』一九二四年一月二四日）と高く評価していた。そして、この内閣を「執行権の強化」という時代の趨勢を先取りするものの一例として、彼の論文においても度々言及してきた。そのマクドナルドが子息共々

大差で落選したのである。このことについて矢部は次のように述べている<sup>(7)</sup>。

シーハムではこれを聞いて「赤旗」が高唱され、その熱狂の中でシンウエルが「これ四ヶ年の過去に対する労働党の復讐だ」と叫んだと傳へられる。私はマクドナルドの心中を想つては悲痛な同情を禁じ得なかつたものであるが、同時に彼のこの惨敗は「彼の変節の刈入れ」だと評するランズベリーの言葉に同感するのである。

本来ならば、ここでマクドナルド内閣のようないギリスにおける「執行権の強化」と矢部が評価した政権の総括をやらねばならないはずであつた。問題は決してマクドナルド個人の「変節」だけに解消できる性格のものではなかつたであろう。ところがこの「英国だより」ではこうした分析は見られない。矢部はこの評論の最後の部分で「何れにしても保守党の再勝は世界的な反動傾向を益々刺戟し、平和のために歓迎すべきことと云ひ得ないであらう。」と述べている<sup>(7)</sup>。

矢部がロンドンに滞在していた一九三五年末と云えば、ロンドン軍縮会議が開かれ、抑三六年一月一日、日本はロンドン軍縮会議から脱退を通告する。矢部はこの会議の模様を「ロンドンでは軍縮会議が昨日から初つてゐる。何らの効果もないことが初めから判つてゐて会議をやつてゐる。」（『矢部貞治日記（未発表部分）』一九三五年一月一日）と述べ、会議の失敗を予想していたかのようである。

ロンドンを去つてパリへ向かう二日前の一九三六年二月一六日にロンドン・スクール（マ）のタウンナー教授と会見し話を交わしている。その中でファシズムが問題になり、「僕がファシズムを資本主義の延命のための政治権力集中と解したのを氏はそれは半分は正しいが、それだけではイタリーのファシズムは充分説明出来ないし、

ドイツの地方的特質も分からぬと言った。」(一九三六年二月一六日)というような会話を交わしている。矢部はファシズムの階級的本質を指摘したのに対して、タウンナーは、ファシズム各々の歴史的・個別的特質に重きを置いて理解しようとしていたようである。

このタウンナーとの会見の二日後にパリに向かうわけだが、ロンドンでの研究はロンドン・スクールやフェビアン協会での受講に見られるように、アメリカでのそれと比べると、成果はあったと言えよう。

では矢部にとって、ロンドン体験とはいったい如何なる意味を持ったのであろうか。イギリスは当時の日本にとつてはいうまでもなく先進国であった。ここでいう先進国とは資本主義・議会政治といったことだけを意味するのではない。労働問題、社会問題、議会政をめぐる諸問題、思想の自由をめぐる問題等々、これから日本が直面せざるを得ないであろう様々な諸問題が今、目の前で、現実を展開している、いわば「歴史の先知恵」としての意味を持っていたに違いない。彼のロンドンでの行動はこうした点から見れば、理解しやすいのではないだろうか。

#### 〈パリ滞在〉

矢部がドーバーを渡り、パリに到着したのは一九三六(昭和一一)年二月一八日のことであった。パリ到着後、すぐに矢部に届いた日本からのニュースは、美濃部の狙撃事件と二・二六事件であった。美濃部が狙撃されたのは二月一日のことであったが、矢部がそれを知ったのは二月二二日のことであった。「夕食の後タンを讀んでゐたら美濃部先生にピストルを撃った奴があるとの事だ。憤激に堪へぬ」と日記に記している。しかしこの美濃部の狙撃よりも矢部にとって切実な意味を持っていたのは二・二六事件であつたであらう。その感

想を次のように述べている。

……且満州、ソヴェト、支那等について少壮軍人がやらう／＼とするのを政府が抑制したのに対する反感だらうといふのは当つてゐると考へる。

一体何をどうしようかと云ふのか。併しこゝまで来るとやがて国民も眼が覚めるであらう。行くところ迄行つて見るがよいのだ。その他には現状打開の道はない。

この意味では或は却つて歓迎すべきことであらう。

（『矢部貞治日記（未発表部分）』一九三六年二月二六日）

原因の中には五・一五の継続。赤露、支那の抑制。等その他、高橋蔵相の予算に対する強硬態度。相沢中佐の永田事件に関する裁判。真崎その他の人事異動。美濃部学説への逡巡的態度。選挙の結果等が数へられる。

（シ二月二七日、事件の続報を読んで）

この際「交渉」とは何ぞ！

（シ二月二八日、事件続報・軍中央の工作について）

矢部にとって二・二六事件は、日本のあらゆる矛盾が一気に吹き出したように感じられたようである。「現状打開」のためには「行くところ迄行つて見る」他はない、あるいはこうした意味において、むしろ歓迎すべ

きである、というのである。

かつて矢部は、日本においては普通平等選挙権に基く議会・政党政治というリベラル・デモクラシーの存在と完成には今なお意義がある、と述べていたが<sup>(73)</sup>、矢部にとつて「普通平等選挙権に基く議会・政党政治」のその後の在り方は、むしろ矛盾を拡大再生産するものと感じられたようである<sup>(74)</sup>。

両者の間には四年余りの月日が流れていたが、この間には満州事件の勃発と展開に見られる軍部の突出、金輸出再禁止に伴う便乗値上げやドル買いによる財界のボロ儲け等をはじめ、五・一五事件、国際連盟の脱退、天皇機関説事件等、政治的・経済的・イデオロギー的・国際的なあらゆるレベルでの危機が進行し、結果論から言えば、議会政・政党政治はこれ等に有効なる対処を施す事が出来なかつた。言い換えれば逆にそれ故、次々と議会政・政党政治に否定的な諸現象が惹起されたとも言えよう。

矢部の二月二六日の日記の記述は、かかる事態の起きたことはやむを得ないこと、と受け止められたことを示しているようである。しかしそれはあくまで、起ってしまったことに対してであつて、事件の展開の中で軍部の様々な画策に対しては、断固として許し難いものであつた事がうかがえる。こうして矢部が遠く離れた故国での事態の成りゆきを見守っていた時、ヨーロッパにおいては三月七日、ドイツはロカルノ条約を破棄してライントに進駐した。かくしてヨーロッパの戦雲も急を告げてゆくのである。

矢部は『日本評論』七月号にも「フランス政治通信」という評論を寄稿している。これは前半で、五月三日に行なわれたフランス総選挙の結果について報告し、後半でそれについての意味を考察している。周知のようにこの選挙においては、人民戦線派が三七三議席獲得し、過半数を確保した。とりわけ、社会党は一四六、共産党七二議席を獲得した。これについて日記には次のように記している。



これは大変な社会党の大勝利らしい。フロン・ポピュラーレルの大勝だ。ラヂコーはS・F・I・Qに皆喰はれている。これは歴史的な選挙だ。俺はこの選挙を見て俟た一つ「歴史的」な事件を見るわけになる。

〔矢部貞治日記（未発表部分）〕一九三六年五月三日

選挙の結果は社会党が約50を増大して百五十にも及ぶ第一党。共産党は六十二を新獲得して七十二名になる。急進党と左翼の傍系、中央諸派が喰はれてゐるが、ルイマランの右派と王党は却って肥大してゐる。益々極左と極右の対立になる。仏国の左翼の組織力の強さに今更乍ら驚く。

（シ五月四日）

矢部は、この評論の後半で、「極左と極右の対立」につき、「この様な二つのブロックに、現下の国際危機が如何に反映したか。私の目に映じた所は次のようなことである。」<sup>(175)</sup>と以下のように述べている<sup>(176)</sup>。

伊エ戦争と独逸のロカルノ廃棄を巡つて略、完全に確立された事實は、国際連盟と共同安全保障なるものが無力を立証し、世の中が再び昔の同盟時代に還りつゝあることだ。連盟は近来益々英仏両国の道具に過ぎぬことを示し来つたのだが、その様な意味の道具としてすら今や役立たなくなつたのである。

この様に述べた後、イタリアのエチオピア進攻問題をめぐるヨーロッパ情勢に触れ、さらに日記にも記したように、フランスの総選挙で左派が勝利し、「表面上はファッショが排斥され、集团的平和論が勝つたことに

なる。」が問題は、極左と極右の対立であり、それが激烈となればなるほど「正常な共和政機構は益々危機に面する可能もある。」と述べている<sup>(77)</sup>。

この評論で矢部が一番注目しているのが、極右勢力のクロア・ド・フーの動向である。

矢部はこれについて、「その発生、組織、イデオロギーには、至る所ファシスト、ナチと同一の萌芽が見られる。」と述べている。その主張するところは、反共産主義・反社会主義等と同時に、利己的・寄生虫的な資本主義をも排斥する。そしてその綱領には資本と私有財産の公益、労働への屈従、労働の絶対権、最低賃金の確保、トラストの打破、金融の国家統制、といった主張が見られ、「組織された職業」による統制経済を説いている。こうした点には、イタリアのコーポラティズムとの類似性を指摘できる<sup>(78)</sup>。これが矢部のクロア・ド・フーについての要約である。

三月三〇日に矢部はクロア・ド・フーの集会を見に行っている。『矢部貞治日記（未発表部分）』一九三六年三月三〇日）その時の感想でこの評論を締めくくっているのだが、総裁のド・ラ・ロック中佐の印象に触れながら次のように述べている<sup>(79)</sup>。

こゝでは独裁を嫌悪する感情も根強いし共産主義社会主義の組織力も強靱だが、しかし仏国の歴史に決して独裁が存在しなかつたわけではないし、左翼の強力はそれだけに却つて反動の可能性も與へる。左派の優勢が萬一革命的騷擾にでも発展したり、或はもう一度スタビスキーでも現はれたり、或はもつと可能性のある金融恐慌でも起つたりしたらどうなるか判つたものでない。何れにしてもこれは第三共和制の重大事だ。これを軽視するのは、政権前のファシスト、ナチを軽視したと同じ誤りを繰返へすことではないか。……

以上が「フランス政治通信」の概略であるが、五月六日の日記には次のように記されている。

フランスではレオン・ブルムの内閣が出来るかどうかで問題だが、エチオピアでは二三日前にネギユスが逃亡しイタリア軍が昨日アヂス・アベバに入城して大へんな喜びらしい。独裁諸国の方が如何にも幸福さうに見へる。

（シ五月六日）

六月七日には、岡義武がパリに到着した。一四日に矢部は岡と政治談義をやった感想を日記に記している。

具体的に一体どこの国民が幸福なのか、この設問ではソヴェトとファッショとどっちがどっちか判らぬのではないかと僕が云ふのを岡君はひどく右傾したなど云ふ。岡君の議論は学生流のまゝの講壇論理でいやに赤いことを云ふ。僕は君の議論など大学生の空論だと言ってやったが、実際僕には同君の議論など如何にも小見くさい書生の論理に聞へた。過去一年間各国を見た影響がこゝまで違はせたのかと思ふ。

（シ六月一四日）

岡との意見の違いが具体的にどこにあったのか、この記述だけでははっきりしないが、「過去一年間各国を見た影響がこゝまで違はせた」のは、岡のみならず、矢部にとっても言えそうであった。矢部はフランス政府が、クロア・ド・フーを解散させたことについて、左翼政府としては当然だが、「公権が一階級一党のために

使用されてゐる。デモクラシーの形式は益々無視されて対立する二つの党派の権力闘争が表面に出て来る。」（シ六月二二日）と述べ、デモクラシーを形式とみる立場を堅持していることがわかる。

この様に、フランスにおいては、人民戦線の総選挙での大勝利を目標し、またクロア・ド・フーの様な極右組織の抬頭をも知った。そして左右の対立の激化が不可避であること、そしてそれが、デモクラシーの危機であることを実感したと言えよう。

〈ドイツ滞在〉

最後に、この留学の最終的地であるドイツでの動向について考察しておこう。一九三六年七月一五日にベルリンに到着した。ここで最初に注目すべきは、ドイツ滞在中の河野密と会って話を交わしていることである。

一時間ばかり左翼運動や一般の政治的立場について話し合った。僕の考へに近いが、遥かに現実的妥協的だ。英国流のやり方を信奉してゐることであつた。別段僕の疑問に対して満足的な答へではなかつたが、併し僕の煩悶が矢張り先生達の疑問でもあり、例へばフランスの状態を非常に危かしいと考へるとの事、労働者の現実的な生活条件では英国が一番で、ロシアやイタリーには別に大差ないとの見方や、例へば岡君の公式論などの事を考へて、僕の立場に強味のあることを示してゐて愉快だつた。

〔矢部貞治日記（未発表部分）一九三六年八月一三日〕

ドイツ滞在中には東欧南欧旅行をしているが、特に興味深いのは九月四日からのイタリア旅行である。九月五日、ヴァチカンに行きミケランジェロの「最後の審判」を見た後、次のように記している。

ホテルで夕食を待ってゐたら、窓の直ぐ下の *Via Nazionale* をファッショの制服を着た、青年男女の一隊が、楽隊入りで整然と行進するのを見た。我々も急いで服装を整へて外に出、行進の行くパラッツォ・ヴェネチアの広場に行つて見た。随分沢山の行進で、広場がその為に埋められ、見物の群衆も加わつて、わいわい歓呼してゐると、そのうち、果たせる哉ムツソリーニが官邸のバルコニーの（ママに）現はれた。右手を差し上げる例の挨拶で直ぐ引込んだが、広場の群衆が益々歓呼するので、もう一度バルコンに現はれた。我々の周囲にいる群衆も“*Ducei Ducei*”と大騒ぎだ。もう一度引込んだが、更に三度目に歓呼に迎へられて現はれた時には、何事か短い演説をした。

期せずして、ムツソリーニを見、彼の演説を聞き、群集（ママ衆）のデモを見ることが出来て面白かつた。思へばエチオピアの問題で世界を相手に大芝居を打ち、今や得意の絶頂にある彼。これ等のデモは勿論彼の心に諛ねる党員か何かの発意によるものかも知れぬが、さぞかしい、気持でいることだらうと考へた。前にはヴィットリオ・エマニエーレの豪大無比のモニユメントが聳へて居り、この辺り凡て一度は世界を支配したローマ帝国の遺跡に飾られてゐる。エチオピアを取つて *Pax Romanum* など、いゝ気になるのも理解出来ないこともない。そしてイタリアの平民等の乞食根性と支那人的下劣さなど考へると、矢張りこの国を統御し得るものは一ケの独裁者でなくてはならぬ様な気がした。

（〳九月五日）

最後の部分は、まさに「率直」な発言であるが、ファシズムのイタリアにおける「必然性」を認めている。イタリアからベルリンに帰る途中、ミュンヘンからの汽車の中で、「途中失業者だといふ青年が寄って来て、色々談じたが、我々のことをカマラーデと呼び、ヒットラー政治に対する不満を漏らすので、僕はドイツでこんな話をする奴に会った嬉しさでもう一杯ビールを飲んでい、かと云ふのに一マルクを与へた。」（〇九月一六日）というエピソードを記している。こうしたことは、矢部がイタリアやドイツにおけるファシズム・ナチズムの必然性をその国固有の歴史的・政治的・文化的事情のレベルから容認するとしても、日本においても同様であるべきだと考えてはいることを示しているように思われる。

ベルリンに戻って、しばらくたった一〇月二四日、日記に注目すべき記述をのこしている。

歩き乍ら色々の事を考へる。政治学の困難を長大息し、……………“Nous vivons dans une epioque!”と嘆ずるに終る。併し段々と考へる方向が見へ出した様にも思ふ。言論の自由を守って共産主義もファッショも退けるの他はない。そして英国労働党が如何に生温くとも、大体あの様な立場で努力することの他にはないといふ風に考へることだ。

（〇一〇月二四日 下線引用者）

アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツの諸国を巡り、その政情を自分の目で確かめたその結論が「以外にも」これなのである。これまで筆者は矢部の基本的政治的傾向が社会民主主義的であることを繰り返して述べてきたが、イギリスでの見聞・体験が一層こうした傾向に「確信」を持たせたと考えられる。

では次にドイツの現状に関する問題を検討してみよう。矢部はハイデルベルクに小野塚に紹介されたシュ

ヴァイツァー（アフリカのシュヴァイツァーの親戚）を訪ねている。その時の会話は次のようであった。

帰り途中でシュワイツァー氏が今の独乙は *too much government* だといふので、この機会にと思つて何気なく、現在の国民はワイマール時代より幸福だと思ふかと聞いて見たら、氏は労働者や失業者の大部分は幸福だらうが、こう何でもかでも政府と組織では不満な者も多いと、不（ママ 腹）服さうに答へた。併し一時の過渡的な状態だからもむう少し待たねばならぬと言つた。

（十一月七日）

一九三六年段階での知識人の一般的感情はこの様なものであつたと言えよう。さらにある女性教師との会話は次のように述べられている。

それでは独乙国民大衆は現政権に対して満足してゐるのかと質すと、女史は公平に見て今では満足の心持ちを持つものが八十パーセントであらうと云ふ。二三年前にはナチの行進を洪面を以て見送つた者も今では大部分手をさし挙げて敬礼すると語り、初めは八十パーセントが反対で二十パーセントが賛成であつたらうけれども凡ゆる言論の自由が蔭を潜めて毎日何処でも同じ教義を聞かされてゐる中には大部分がそれを信ずる様になるのは当然ではないかと言ふ。加之、ヒットラーそのものの人格は尊敬するので彼が独身を守つて日夜国民のために戦ふこと、大統領の名を自らは取らずに *Kanzler* と称して甘んずること、彼の外交政策の優れたやり方などは何人も異議はないといふ。

僕が三月の所謂「選挙」なるものの結果は眞実の国民の声だと思ふかと質すと、断じて否だと言ふ。そ

して実例を挙げて投ぜられた票紙が故意に誤り算へられたり、白紙を皆ヤーに数へたりしたことを指摘し、この点の政権の卑劣を攻撃した。又現政権の凡ての点に反対するものも *Arbeitsdienst* だけは皆支持すること、労働者大衆生活の補助は凡ゆる有産者、中産者からの税によることなど説いてくれた。僕はつつこんで聞きたいことは山程あるが、遠慮してゐた。

併しこれだけ堂々と正直に現政権の批判をしてくれた人は未だ嘗てないので僕は大いに感動と敬意を以て女史を見直し、固く握手し礼を言つて歸つた。

歸りにさう言はれてよく氣を付けて見ると、ナチの旗ナチの旗の出てゐない家が相当にある。これは皆ユダヤ系であらうか。：(中略)：長い帝政の伝統の後ドイツ国民は国民のジムボールを失つた。それを再びヒットラーに於て見出したのだと言つた女史の言も、ヒットラーの外交政策はビスマルク以来の偉大さと言ふのも、或は當つているかも知れぬ。

(〳一月九日)

これは当時のドイツ人自身によるナチス政権に対する極めて「公平」な観察ではないだろうか。矢部は一月一六日にハイデルベルクを發つて、ミュンヘンに到着した。ここで帰国するまでを過ごすことになるが、主としてオットー・ケルロイターの下でのナチス研究に励んでいる。ナチスに対する矢部の観察はかなり辛辣である。ヒットラー・ユーゲントについて記しているところを見ると「一体に若い青少年をかゝる政治組織に組織することがいゝか悪いかといふ根本問題には触れてこないので大したことはないならぬ。」(〳一月二〇日)と言ひ、ケルロイターの“*Grundfragen des Volkischen u. Süsslichen Lebens im Deutschen Volksstaate*”(トト)を讀了した感想として「世界史の大問題をナチスとヒットラーで片付けてしまふところ至つて明快だ。人類は



かくして又暗黒時代を繰返へす」(『十一月二二日) 記しているし、ヘッケルのファシストの党組織についての講義に関連して「子供の時から唯一つの世界観に拘束して教育する結果どんなことになるか、恐るべきことだ。」(『一九三七年一月二六日) と述べている。ケルロイターについては、「彼をナチス統治下の転向学者と見るべきではなく、初めからあの様な考へであったのが時代に容れられたと見るべきだろう。謂はゞ、笈先生が現在の日本で浮かばれた様なものか。」(『十一月二三日) と極めて本質的な評価を述べている。

しかし矢部のナチス評価の基本は、極めてアンヴィヴァレントな性格も極めて強い。それはよく言えば、ザツハリツヒな態度とも言える。例えばヘッケルの講義で、「フランス革命とロシア革命は『国民』に無関係で従って『不法』な革命だが、ファッショとナチは本質的に『国民』革命で従って『合法』だといふ。『国民』的だとは何ぞや。併し中々面白いところもある。殊にAllgemeine Staatslehreなどといふものは昔の夢だというあたり愉快だ。」(『二月一日) と述べている。また、ケルロイターの憲法論を読んで、「併し彼が常に『国家』なるものの固有価値とその絶対化を排斥し、フェーラーすらも常に『国民』の土台の上に現はる、機能乃至道具だと言ふところ中々意味あり。この点僕の共同体的衆民政の根本的立場と合致するところもあり、愉快だ。」(『二月三日) と記し、さらに彼の講義について、「只彼がgrundrechteのところを論じて自由国家を斥けつつ而もナチの国家に於ても personlichkeitsrechte が保障されない限りそれは専制国家となると言ふところ熱を含んでゐて一寸心を惹かれた。」(『十一月一七日) と記している。これらから言えることは、ナチスそのものには反対というか嫌悪観を示しつつ、そこに現れる「共同体的衆民政」的要素を自己の理論の弁証に援用する、これが矢部の基本的態度であると言つてよい。

では何が矢部をしてナチズムを基本的に評価せしめない要素なのであろうか。ヘッケルの講義に関連した次の一節を参照されたい。

併しドイツの政治的統一はナチで初めて完成したので、この財産を守るために色々の手段が取られる点には同情をも持つ必要がある。その点には同情はするが、ナチの本質は唯一の世界観の制覇というところにあるので、この点にはどうしても反対せざるを得ぬ。いくらプロパガンダで「ドイツの文化」を絶叫したところで、人間に自発的に創造し思考する自由を与へずして文化の生まる、筈はないのだ。ケルロイターはその憲法論の終りの所に「国民社会主義の中では、無前提、無拘束な学問の自由などは存在せぬ」といふが、一定の前提と拘束の中で如何なる学問があるといふのか！ 併しこのことはボルシェヴィズムでも同じだ。且国家と社会が生存しなければならぬ以上、勿論絶対的自由はあり得ぬ。どこに限界を認めるかが問題なのだ。実に困難な問題だ。

(一九三七年一月一九日)

絶対的自由はあり得ぬとしつつも、学問研究の自由等についてはこれを断固擁護すべきだと考えていることが判る。矢部が自由主義を全て否定しているわけではないことは明かである。その「人間に自発的に創造し思考する自由を与へずして文化の生まる、筈はないのだ。」と言う発言は、たとえそれがエリート主義的な性格を強く持っていたとしても、もっと重視されてよい。

ではここで、矢部のナチス観についてまとめておこう。あるドイツ人学生と「国民社会主義と資本主義との関係」について討論した時のことを次のように記している。

この会話の中から僕は僕なりの考へも進めることが出来る。僕の考へでは現在のドイツは要するに

Nationale Arbeit & steuner & Arbeitsfront の法律で資本主義を可能ならしめるだけの利得の限度と労働者を満足せしめるだけの収入の限度との間に一の平衡を保たんと努力しつつ、ある。資本家はこれに不平だが、階級闘争やストライキよりはまじだと考へて満足し、労働者は失業や飢餓よりはまじだと考へて一応満足してゐる状態だ。この平衡を保つてゐるのがヒットラーで、つまり「労使協調主義」を強権で維持してゐると見るべきだ。この平衡が破れば、資本家が有（ママ 優）勢となるか労働者が有（ママ 優）勢となるか、いづれにしても又昔の無秩序が現はれる。何れもそれを恐れて之をとかく支持してゐるといふ微妙な状態だ。ボルシェヴィズムが浸透すると労働者が現在以上のものを要求することになる。リベラリズムが繁へると資本家が叛逆する。そこでリベラリズムの打倒、ナチの世界観の宣伝が必要となる。同時に更に現在の不満を少なくするため―或は不満を紛らすため―四ヶ年計画や植民地奪還の夢を与へるといふことになる。それに対外関係がある。対外的な威信を維持するためには国民の団結が必要だ。一体のためには如何なる手段も惜しまぬ。そして所謂 *gemeinschaft* 意識の強化にはユダヤ人の排斥が好個の標的だ。そこで、完全な社会主義のためにはこの様な秩序が妨害となるには大した疑惑はない。この意味でボルシェヴィストや社会主義者の側から攻撃が加へらるゝことには当然の意味がある。只この政権が資本家のためにのみ存在するかといふ点になると、そこは今のところ断定が困難なのではないか。これをパンフレットの公式通りには論じかねる。

（十一月二〇日）

ここに示されたナチズム観は階級均衡を政治権力で担保すると言う点で、基本的には一種の「ボナパルティズム」論であると考えられる。

そして、矢部の「共同体的衆民政」論について、ケルロイターの講義を聞いての感想に関連して次のように述べている。

ケルが *Führung* と *Verwaltung* の区別を論じてゐた所で一寸思ひ付いたのだが、僕の共同体的衆民政の法治原則はつまり、国家の政治と単純な *Verwaltung* と同視せんとする自由主義のイデオロギーに対し、寧ろ政府・議会などの *Politische Führung* の余地を充分に認めるといふ点に求められないか。

(シ二月二日)

このことがドイツでナチスの実態を見聞きして、彼なりに到達した結論らしきものであった。

こうして一九三七年三月一〇日、ミュンヘンを出発して、アムステルダムに向かい、アントワープ・ブリュッセルを経由して、三月一三日帰国のための船を待たためロンドンに到着した。そして四月一五日ロンドンを出発した。こうして約二年間にわたった欧米留学は終った。これ以降、矢部は次代を担う新進の政治学者として、激動期の日本政治の表舞台に登場することになる。その時彼がすでに、これまで見てきたような過程で自分の政治理論をほぼ完成させていたことは言うまでもない。それは日中戦争から対米戦争へと展開してゆく時代の流れの中で、議会政・政党政が状況への対応能力を喪失しつつある時にあって、「執行権の強化」こそが求められているとし、それを「共同体的衆民政」という概念で明示したということにおいて、まさに時代状況に最も適応した政治理論であったと言うことができよう。

註

- (165) 『日本評論』一九三五年一〇月号、一六三〜一六四頁
- (166) 同前 一六七頁
- (167) 同前 一六八頁
- (168) 同前
- (169) 同前 一七〇頁
- (170) 一九三六年一月号所収
- (171) 同前 三六一頁
- (172) 同前 三六二頁
- (173) 前掲「現代独逸における衆民政論」（三）、七〜三八頁参照
- (174) この点については拙稿「矢部貞治における共同体的衆民政論の形成 I」の「ケルゼンの民主主義論」の最後の部分を参照されたい。
- (175) 『日本評論』一九三六年七月号、九二頁
- (176) 同前 九二頁
- (177) 以上同前 九五頁参照
- (178) 同前 九六頁
- (179) 同前 九八頁
- 訂正**
- 前号の「矢部貞治における「共同体的衆民政」論の形成(一)」——一二三頁の註につきまして、誤りがありましたので訂正いたします。
- (93) 同前 二三〜二四頁

(98)	(97)	(96)	(95)	(94)
同前二九頁	同前二七頁	同前二六頁	同前二四—二五頁	同前二四頁